

京都市告示第303号

京都市水路等管理条例第2条第1号の規定に基づき、水路等を次のように指定し、同条例第3条第1項の規定に基づき、次の水路等を変更します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成21年10月29日

京都市長 門川大作

(指定水路等)

整理番号	名称	起終	点
1	羽束師水5055号	伏見区羽束師菱川町669番地地先 同町656番地地先	点

(変更水路等)

整理番号	名称	旧新別	起終	点
1	深草水0126号	旧	伏見区深草南蓮池町949番地の4地先 同町949番地の3地先	点
		新	伏見区深草南蓮池町949番地の4地先 同区深草関屋敷町2番地の3地先	

(建設局土木管理部道路明示課)